

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	押部谷地区 (和田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域農業の担い手として新規就農者を受け入れるが、定着率が悪い。
・水稻を主要作物として生産しているが売買の価格が低いため、利益にはなりづらく機械の維持・更新が難しい。
水稻耕作中心では、専業での生計維持は難しい。
・農業従事者の高齢化も進んでおり、草刈りや水路等の管理が困難になってきている。
・少子化と核家族化を起因とした人手不足もあり、農業を継続することが困難になってきた。
・地区外の新規就農者にとっては、使用できる倉庫やトイレなどが無いことや、地域のルール等を情報共有する場がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻生産や軟弱野菜生産を経営の中心とし、地域の特産品である“おしべの夢(米)”の生産を段階的に増やしつつ、イチゴや黒豆、なす、ニンジンなどの生産拡大を検討していく。また、新規作物としてイチジク、ジャガイモ、タマネギ、落花生などの生産にも取り組んでいく。
・後継者のいない農家や農業機械を更新できなくなった農家の農地については、農業を担う者に集積・集約を進め、団地を形成することで、生産効率をあげていく。
・入作を希望する新規就農者等の受入れを地区全体で促進し、小規模な農地の担い手の増加を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業を担う者を中心とした農地の集積・集約化を進めるため、農地バンクを活用するなど地域の実情に応じた団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内外から多様な経営体を受け入れるため、ネクストファーマー制度の活用や体験農園等を集落で検討する。 ・集落内のベテラン農家が、新規就農者や新規作物を考えている人向けの勉強会を開催するなど、農業技術の継承に取り組む。 ・地域の里山景観や魅力資源を活かし、地域のプロモーションや都市農村交流活動などを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。				